

消費税の還付

私共でご提案させて頂くことの多かった消費税の還付に関して、本日より改正がなされました。

設立や新規事業の設備投資等にお金が掛かる場合、また建物の建築をした場合など、一時に多額の消費税が支出されることもあります。

今回の改正は、建築業界や土地資産家にとっては影響が出そうな内容となります。

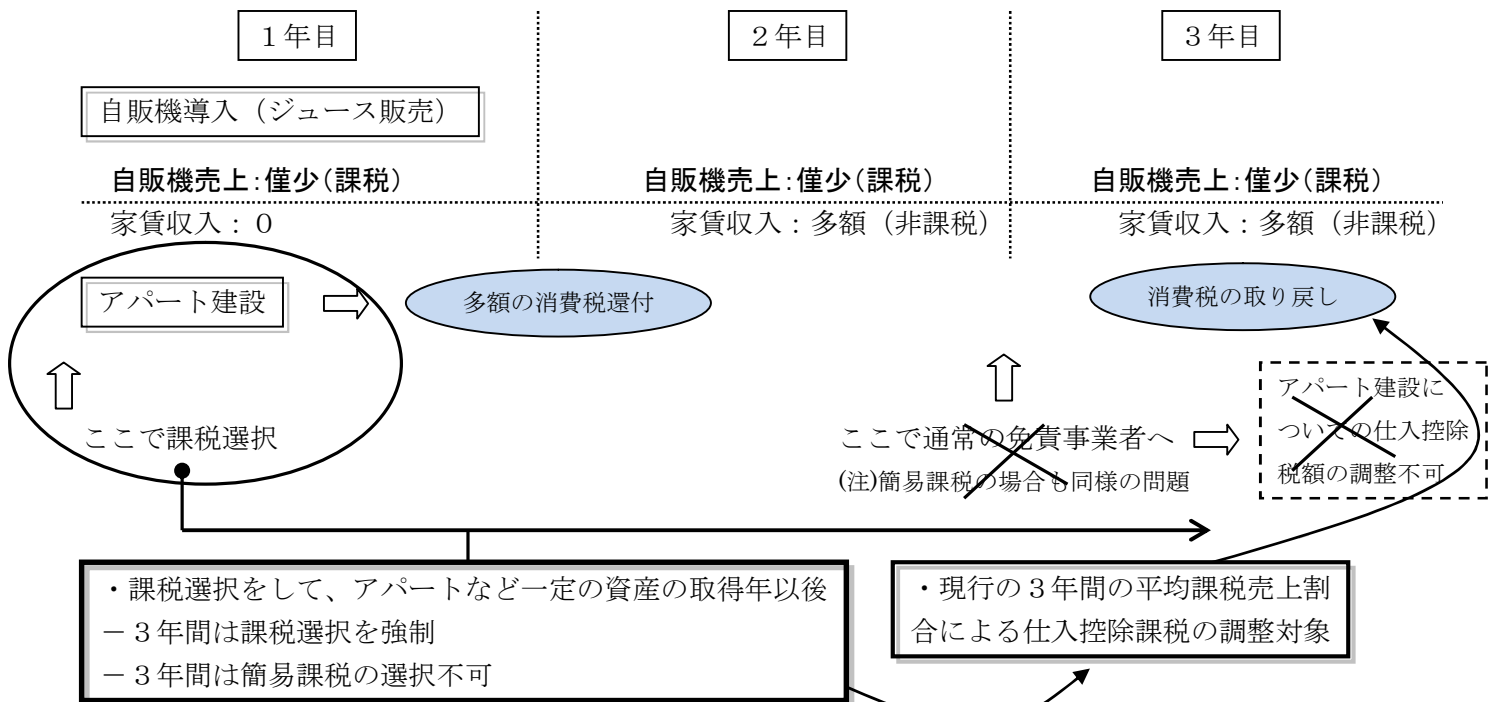
現行の消費税では、2年前の課税売上高が1000万円以上の法人・個人には、消費税が掛かることになっています。(法人の設立は設立当初2年間は資本金が1000万円未満の場合、個人事業は事業開始から2年間は免税)

そのような場合であっても、納税者の選択によって、課税事業者を選択することが出来ます。この辺りを利用して消費税の還付を受けることが可能となります。

しかし、この制度が曖昧な旨、会計検査院から指摘を受けており、今年度の税制改正で修正する運びとなるのです。

細かい話は割愛しますが、固定資産を取得した課税期間の課税売上割合(売上の内消費税の掛かるものと掛からないものの割合)と3年後の課税期間の課税売上割合が大きく変動することになった場合に調整することになります。

例えば、自販機収入のある方が、アパートを1億円で建築した場合、500万円の消費税が掛かりますが、課税事業者を選択することで、500万円のうち相当な金額が返ってくるのですが、法律が変わる本日から、場合によっては全額返金しなくてはならないのです。



(注)資本金1千万円以上の新設法人についても、設立後2年間は自動的に課税事業者となることから、同様の対応を行う。